

# 定 款

株式会社タチエス

# 第1章 総 則

## (商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社タチエスと称する。

②英文では、TACHI-S CO., LTD. と表示する。

## (目 的)

第 2 条 当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 輸送用機器の部品、内装品、用品の製造並びに販売
2. 各種座席及び座席部品の製造並びに販売
3. 各種プレス部品、パイプ加工部品、樹脂部品の製造並びに販売
4. 各種型、治工具、機械設備等の製造並びに販売
5. 医療用、介護用、福祉用関連機械器具の製造並びに販売
6. 事務用機械器具及び事務用機械器具部品の製造並びに販売
7. 水、空気、土壤等の環境浄化剤及び処理機械器具の製造並びに販売
8. 陸上運送業、倉庫業及び旅行業
9. 損害保険代理業及び生命保険募集業
10. 警備保障業
11. 労働者派遣事業
12. 不動産の賃貸及び運営管理
13. 教育、スポーツ、飲食、宿泊の施設並びにこれに付帯する売店の運営及び管理
14. 前各号に付帯関連する一切の業務

## (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都青梅市に置く。

## (機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## (公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、14,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規定)

第 10 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときこれを招集する。

- ②株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 13 条 株主総会の議長には、社長が当たり、社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い他の取締役が代る。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の定員及び選任)

第 17 条 当会社の取締役は、9名以内とする。

②取締役は、株主総会において選任する。

③取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

④取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 19 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長 1 名及び取締役社長 1 名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 20 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

②前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規定)

第 24 条 取締役会に関しては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規定による。

(社外取締役の責任限定契約)

第 25 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の定員及び選任)

第 26 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

②監査役は、株主総会において選任する。

③監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

④当会社は、会社法第329条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

⑤前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

ただし、前条第4項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第 28 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 29 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規定)

第 31 条 監査役会に関しては、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規定による。

(社外監査役の責任限定契約)

第 32 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、会社法第459条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②受領遅滞の配当金については、利息をつけない。

昭和 33年11月20日 改 訂  
34年9月1日 //  
35年5月30日 //  
36年5月30日 //  
37年8月16日 //  
42年2月28日 //  
43年10月10日 //  
47年5月22日 //  
47年9月30日 //  
47年11月25日 //  
49年5月27日 //  
50年5月30日 //  
57年6月29日 //  
58年12月23日 //  
61年4月7日 //  
61年6月27日 //  
平成 3年6月27日 //  
6年6月29日 //  
9年6月27日 //  
11年6月29日 //  
12年6月28日 //  
13年6月27日 //  
14年6月26日 //  
15年6月26日 //  
16年6月28日 //  
17年6月28日 //  
18年6月28日 //  
21年6月26日 //  
29年6月23日 //  
令和 4年6月24日 //  
5年6月20日 //